

平成28年10月1日から あいち雇用保険電子申請事務センター を設置します。

現在、愛知県内各ハローワークの窓口で行っている雇用保険電子申請事務手続きを申請受付から審査・決定までの事務処理を迅速に行うため、平成28年10月1日より「あいち雇用保険電子申請事務センター」で集中して行います。

この機会に電子申請を始めませんか？

電子申請とは、ハローワークの窓口で受け付けている申請・届出などをパソコンからインターネットを利用してオンラインにより行うことです。

電子政府の総合窓口「e-Gov」から厚生労働省のほとんどの手続きについて申請・届出が可能であり、雇用保険の各種手続きがいつでも安心・便利に利用できます。

また、より多くの皆様に利用していただけるよう、様々な見直しがされ利用しやすくなりました。

※「e-Gov」とは、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口です。

電子申請には次のようなメリットがあります！

いつでもどこでも手続可能！

ハローワークの窓口に出向く必要はありませんので、窓口での待ち時間がなく、オフィスにいながら申請や届出ができます。

24時間365日いつでも手続可能です。

簡単・スピーディーに申請！

大量の申請書への記入も、電子申請ならデータでスピーディーに処理できます。

また、入力時のチェック機能により、記入漏れなどを防ぐことができます。

無駄な時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要です。

書類申請のための移動費・人件費などのコストを削減できます。

あいち雇用保険電子申請事務センター

〒460-0008

名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング7階

電話 052-688-5559 FAX 052-688-5566

業務時間 午前8時30分～午後5時15分

(土日祝、年末年始を除く平日)

電子申請を始めるには
事前準備が必要です
裏面を参考にしてください



電子申請の準備をしましょう！

事前準備のチェックはe-Govウェブサイトの「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ページでチェック項目にしたがって進めることができます。

<http://www.e-Gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

Step1 パソコンの環境を整えましょう！

- ☑ パソコンとブラウザソフトが電子申請に必要な動作環境を満たしている必要があります。
- ☑ 電子申請に必要な最新版のJ a v aがインストールされているか確認してください。
- ☑ ブラウザのポップアップブロックが設定されていたら解除します。
- ☑ 電子申請でアクセスするサイトを「信頼済みのサイト」に登録します。
- ☑ 専用の電子申請用プログラム（無料）をインストールします。

Step2 電子証明書を準備しましょう！

マイナンバーカード
が使えます！

電子申請には「電子証明書」が必要です。

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類あります。

電子証明書は「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか、民間の認証局もあります。詳しくはe-Govウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。

http://www.e-Gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

社会保険労務士の方は「社会保険労務士電子証明書」の取得が必要です。詳しくは全国社会保険労務士会連合会にご確認ください。

電子申請をさらに便利に利用する！

● 本社から「一括申請」機能を利用する！

雇用保険の資格取得届・資格喪失届の届出は、事業所ごとに管轄のハローワークに提出することになっていますが、電子申請の「一括申請」機能を利用することで、本社などが各事業所の手続きをまとめて電子申請することが可能です。

※一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入している必要があります。詳しくはe-Govのホームページをご確認ください。

● 「グループ申請」機能でまとめて手続きする！

この機能は複数の申請・届出手続きをあらかじめ「パッケージング」してありますので、それぞれの申請・届出様式の記載項目の重複入力を省き、効率よく申請・届出書の作成を行うことができます。

※たとえば、従業員を雇い入れた場合や退職した場合にも雇用保険、健康保険、厚生年金保険の手続きをまとめて行うことができます。

● 「マイナンバーカード」で電子署名する！

電子証明書を取得していなくても、事業主個人のマイナンバーカードで電子署名が可能です。

※マイナンバーカードなど、ICカード形式での電子署名にはICカードリーダーライタを準備する必要があります。

● 事業主以外の「マイナンバーカード」で電子署名する！

事業主が指定した同一企業内に属する責任のある方（労務室長など）のマイナンバーカードでも電子署名が可能です。

※申請ごとに「事業主が指定する者に係る電子証明書の利用届」の添付が必要です。

● 添付書類を省略できます！

電子申請を利用する場合に限り、照合省略の認可を受けることで、雇用保険関係手続きのほぼすべての添付書類の省略が可能となります。

※離職理由を確認する書類など一部省略できない書類もあります。

※照合省略の認可を受けるにはいくつかの条件（過去の取扱い実績等）があります。

※社会保険労務士の方でも照合省略の認可を受けていないと添付書類の省略はできません。

※電子申請の照合省略についての問い合わせ先

事業所の方は、事業所管轄ハローワーク

社会保険労務士、労働保険事務組合の方はあいち雇用保険電子申請事務センターとなります。